

第3号議案

平成30年度 事業計画（案）

I. 平成30年度 岡山県社会保険労務士会事業計画（指針）

今年度、社会保険労務士（以下「社労士」）制度は創設50周年の記念すべき節目を迎える。半世紀に及ぶ社労士制度の歴史と沿革を振り返り、制度発展と地位向上に尽力された諸先輩と関係各方面の方々へ感謝の念を新たにするとともに、その意義と役割を改めて認識した上で、将来を展望し、「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現を目指して、さらなる活動を強力に推進していかなければならない。

日本経済の緩やかな回復基調のなか、政府は、一億総活躍社会の実現に向け、「働き方改革」を強力に推進している。その内容はまさに我々社労士が日々取り組んでいるテーマそのものであり、全国社労士会連合会は「働き方改革支援宣言」を採択し、労務管理の専門家として社会の期待に応えることを宣言した。

岡山県社労士会は、全国社会保険労務士会連合会及び中国四国地域協議会と連携を図り、時代の変化と社会のニーズに的確に応えられるよう、積極的な事業展開を図り、法律専門職としての社労士の社会的地位の向上とさらなる職域拡充に努めることとする。

最近、社会から社労士への期待の高まりとともに、職業倫理の遵守に厳しい目が向けられている。信用失墜行為や不適切な情報発信等により社労士の品位を問われる事案が散見されており、社労士の未来のためにも、より一層の職業倫理や品位保持の徹底を図る。

以上を踏まえ、岡山県社労士会は、以下の事業を実施する。

【連合会の方針に基づく事業】

1. 社労士制度推進に関する事業

- ①ADRセンター岡山の利用促進
- ②特定業界へのビジネス業域拡大（医療・介護・保育・建設・農業）
- ③電子申請の推進
- ④マイナンバー制度への積極的対応（社労士版PIA・SRPII）
- ⑤経営労務診断サービス事業の推進（サイバー法人台帳ROBINS）
- ⑥業務侵害行為の監視と防止
- ⑦第9次社労士法改正に向けた政治連盟との連携

2. 社会貢献に関する事業

- ①災害復興への支援
- ②「街角の年金相談センター岡山」の運営

- ③「ADRセンター岡山」の運営
- ④学校出前授業の実施
- ⑤「社労士成年後見センター岡山」への支援
- ⑥労働条件審査の実施とさらなる普及促進
- ⑦治療と職業生活の両立支援
- ⑧「働き方改革」への支援

3. 会員資質向上に関する事業

- ①社労士の職業倫理・品位保持の徹底
- ②体系的研修の実施
(新人・法改正・専門知識・電子化・個人情報保護・職業倫理・補佐人制度・民法など)
- ③地域協議会研修への参加推進

4. 広報に関する事業

- ①PRポスターの掲出およびマスメディアによる国民へ向けた広報
- ②「社労士岡山」およびHPによる会員および会外への情報発信

5. 社会保険労務士制度創設50周年記念事業

- ①連合会が企画する記念式典及びフォーラムへの積極的参加

6. その他

- ①社労士試験事務の実施

【岡山県社会保険労務士会としての事業】

- 1. 社会保険労務士制度創設50周年記念事業の実施
- 2. 全員参加による組織活性化
- 3. 会員の親睦と団結の強化
- 4. 各種情報のセキュリティ強化
- 5. 会議・事業・事務局業務の効率化
- 6. 組織・職務の役割分担の明確化
- 7. より効果的な広報の検討と実施
- 8. 各事業および各委託事業における後進の育成
- 9. 各種規程の合理性検証と整合性チェック
- 10. 行政機関および他士業との情報交流および連携強化

II. 各部の重点事業と対策

| 執行機関 | 重点事業 | 具体的対策 |
|---|---|---|
| 総務部 | 県会事業運営と規程見直し | 理事会・総会運営 理事会・総会・役員選出のスムーズな運営と理事会・総会の在り方の改善を行う。 |
| | | 県会運営と規程の見直し 職務権限規程、規程管理規程等の連合会規程整備を待って整備する。また、その際、コンプライアンスの観点から、規程整備、合理性の検証、整合性のチェックを行う。 |
| | 財 務 | 予算管理の明確化 予算の執行責任が明確となるよう、各部門の自主管理を推進する。 |
| | | 財務状況の健全性 長期的なスタンスを踏まえ、財務の見極めを行って、財務の健全性の検討をする。 |
| | 会 報 | 新たな発想や企画を取り入れ、楽しんでいただける会報を目指し、また、会員の意見・アドバイスを反映されたよりオープンな会報とする。 |
| | 50周年記念事業 | 平成31年発行を目指し、50周年記念誌の具体的な編集作業を行う。 |
| | | 50周年記念事業 連合会の記念式典等、連合会との連携の推進。 県会記念式典等独自事業の計画推進。 ・県記念式典 ・記念講演会の開催 ・記念座談会の開催 |
| 会員交流 会員の親睦と団結の強化として以下の事業積極的に実施する。 ・中国四国地域協議会のソフトボール大会の支援をする。 ・親睦会等を開催する。 | | |
| 行政協議会の開催 | 労働局との協議会を開催し、行政の動向、社労士会の要望等について意見を交わし認識の共通化を図る。 | |
| 研 修 部 | 一般会員研修の充実 | 社会から求められている「人を大切にする働き方改革」についての研修を行う。また、業務ソフトを積極的に活用することによって電子申請を推進するための研修を行うとともに、補佐人に関する研修を行い、社労士業務の拡大の支援を行う。専門実務研修、法改正研修、安全管理研修はこれまで同様に行う。また、引き続き社労士倫理に関する啓蒙も行う。 |
| | 新規入会会員研修 | 労働社会保険の実務、仕事の進め方に関する研修を引き続き行なっていく。県会組織等の研修では、新規入会会員が県会の事業運営に魅力を持ってもらえるようなアピールを工夫する。 |
| | 自主研究会の活性化 | 研究会活動の紹介記事や発表会の場を設け、各研究会の活性化につながるよう引き続き支援を行う。 |
| | 必須研修 | 倫理研修の実施。 |

| 執行機関 | 重点事業 | 具体的対策 |
|------|------------------|---|
| 事業部 | 1. 行政協力業務の推進 | <p>年金事務所における協会けんぽ窓口・年金相談窓口の委託契約に基づき、年金事務所と意志疎通を図りながら業務を実施していく。</p> <p>年金事務所の相談窓口担当者に対して、年間3回以上の継続研修を実施する。今後も社労士会連合会の研修資料等も利用して、相談員としてより実践的な研修を行い、担当者の更なる能力の向上を図っていく。更に近年中の年金事務センターの組織変更に対応できるよう窓口担当に入って貰う新人社労士の要員の養成として7月から月2回の研修を計画しており、要員確保を図るつもりである。</p> <p>けんぽ窓口担当者には、協会けんぽ岡山支部とも連携をとりながら、引き続き実務に沿った研修を実施していく。</p> <p>また出張相談についても、今年度も各年金事務所との連携をとりながら実施していく。</p> |
| | 2. 年金・労働相談所業務の運営 | <p>今年度の相談員体制は、年金相談員21名、労働相談員20名である。</p> <p>年金相談は、月2回の開催ながら街角の年金相談センターとも連携を行い相談会を実施していく。また相談員の研修については、実践研修を中心に、事例研究、マナースタンダード、法律改正などの必須研修を実施する。</p> <p>労働相談は、県会にて毎水・金曜日に開催し、岡山・倉敷両市役所にて月1回（第3木曜日）に開催し、新たに月1回（第3日曜日）にゆうあいセンター岡山で開催する。ADRセンター岡山との更なる連携体制をとりながら、実践的な研修を行う。また年1回実施している必須研修についても担当者の希望に沿ったものになるようアンケート等で把握していく。</p> <p>無料相談会を市政だよりや新聞紙面等の広報活動を通して、一般市民への利用を呼びかけていく。</p> |
| | 3. ゆうちょ銀行事業の運営 | <p>今年度は、高齢年金の裁定請求を中心とし、遺族年金の裁定請求も行っていく。またメンバーの入れ替えを行い、10名体制で業務にあたる。</p> <p>研修においては、マイナンバーの取扱いの再確認や留意点、手続き上の共通理解などの内容を中心に行い、全体のスキルアップを図る。また、トラブルが発生した場合の処理手順の確認についても行う。</p> <p>今後もゆうちょ銀行と連携をとりながら、事業の継続と広報活動の協力体制を継続していく。</p> |
| | 4. 学校出前授業の実施 | <p>今年度も、県教育委員会や依頼校とも連携しながら出前授業を実施していく。これまで中心だった中学校からさらに高校、専門学校への出前授業を実施すべく、広報活動を展開していく。</p> <p>講師の適性を活かしながら、魅力ある授業が行えるように、講師間の情報交換やレジュメ、授業内容の検討を行いながら、更なるレベルアップを図っていく。</p> |
| | 5. 治療と職業生活両立支援 | <p>今年度からチーム名を変更し、政府が推奨する働き方改革に応じ、がんだけでなく、「治療と職業生活の両立支援」を推進するために旧来のがんチームが中心となって今年度も、岡大大学病院にて月2回の出張相談を充実させる。県下の13のがん診療連携拠点病院等の広報活動を実施し、更に岡山県保健福祉部医療推進課とも連携しながら事業主団体に対して年間5回程度の「がんと就労」「治療と職業生活両立支援」についての理解・広報活動を展開していく。</p> <p>がん患者だけでなく病気と闘いながら仕事に従事している方々の「治療と職業生活の両立支援」に対する相談支援者として、社労士しかできない相談内容を充実させるため、より実践的な研修を通して相談員の育成を行う。</p> |
| | 6. 倉敷市労働条件審査 | <p>今年度からプロジェクトチームから事業部に移行した。数年間プロジェクトチームとして活動していたが、事業として定着したものと考え、事業部に移行させた。従来通り、倉敷市の指定管理者について労働条件の審査を実施する。</p> |

| 執行機関 | 重点事業 | 具体的対策 |
|-----------|---|--|
| 広報部 | 1. 継続した広報活動の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 社労士制度を効果的に県民に周知するため、社労士会の取り組みを紹介する各種ポスター、チラシ等を活用して多方面へ広報活動を継続して行う。 2. 会員社労士の協賛を得て山陽新聞への広告を行い、社労士の活用促進及び社労士会の活動やイベント案内をして社労士の社会的地位の向上を図る。今年度は紙面の拡大、カラー刷りなどを検討して50周年記念にふさわしいものとする。 3. 有効な各種媒体を通じて、社労士制度、社労士業務及びイベントのPRを行い、社労士の認知度アップを図る。 |
| | 2. 社労士業務PR事業の実施 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 社労士を講師として「中小企業支援セミナー」を岡山商工会議所との共催により開催し、多くの一般企業の動員を図り、社労士の認知度アップと社労士業務のPRを行う。 2. 無料年金相談会・労務相談会を開催し、社会貢献を通じて社労士認知度アップのPRを行う。 3. 日本政策金融公庫・TKC中国会・岡山商工会議所・岡山県商工会連合会と企業向けセミナーを共催して講師を派遣し、企業への有益情報提供と社労士業務のPRを行う。 |
| | 3. 他士業等との連携強化 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 自由業団体連絡協議会へ参画して交流と相互理解を深め、社労士業務のPRと社会の複合的ニーズに応えるべく士業間の連携強化を図る。 2. 弁護士会との合同勉強会と連携強化により、社労士の業務範囲拡大と資質の向上を図る。 |
| | 4. 県会ホームページの運用管理 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 県会ホームページのより効果的な活用を目指すため、必要に応じて改善を図る。 |
| プロジェクト統括部 | <p>各プロジェクトチームの統括</p> <p>【労働条件審査チーム】 前年度提案を行なった地方公共団体について関心が出たら即対応を行う。</p> <p>地方公共団体に対して、全国自治体の指定管理者制度における労働条件審査導入の情報等を提供して、成果に結びつく提案活動を行う。</p> | <p>理事会及び会長特命により成立した下記プロジェクトチームを統括し、会との連絡調整及びフォローを行う。</p> <p>昨年度労働条件審査の提案をした岡山県と岡山市については、問い合わせなどが出来れば即対応することとし、業務依頼につながる話をしていく。</p> <p>津山市役所へは引き続き年1回は訪問をし、顔をつなげるようにしておく。</p> |
| | <p>【医療労務管理改善チーム】</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成29年度に続き、岡山労働局委託事業「平成30年度 医療労務管理支援事業」の一般競争入札に参加し、受託した。前年同様「岡山県医療勤務環境改善支援センター 労務管理分室」として岡山県会事務局を拠点に活動していく予定。 2. 平成29年度の活動実績を踏まえ、以下の事業を実施していく予定。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関からの労務管理に関する相談対応業務 ・医療機関の「医療勤務環境改善マネジメントシステム」導入に係る個別支援業務 ・情報収集業務 ・岡山県医療勤務環境改善支援センター運営協議会への参画 ・岡山県医療勤務環境改善支援センター講習会への講師派遣および参加 ・医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会運営・実施 ・周知・広報業務 ・医療労務管理アドバイザーの確保と研修及び会議の実施 ・医療労務コンサルタント研修の実施 ・医師会、看護協会等関連団体との連携強化 |
| | <p>【中小企業働き方改革事業チーム】</p> | <p>今年度より新しく、岡山労働局委託事業「平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」の入札に参加し、受託した。事務局内に「働き方改革推進支援センター」を開設し、「来所相談」「企業訪問による個別相談」「セミナー」「出張相談」を実施する。</p> |